

令和 4 年 / / 月 2 日

広島地方裁判所民事第 3 部合 3 ア係 御中

陳述書

(氏名) 又保回 智恵美 

- 1 私は、平成 22 年 4 月に被告株式会社 AIRDO (以下「被告 AIRDO」といいます。) に入社し、客室部に所属しました。以後現在に至るまで、客室乗務員として勤務し、平成 25 年 4 月頃からは主客室乗務員 (パーサー) として、航空機内の客室乗務員の責任者を務めています。
- 2 令和 4 年 2 月 6 日、被告 AIRDO が運航する航空便 (AIRDO 72 便、午前 9 時 50 分釧路空港発、羽田空港行。以下「本件航空機」といいます。) に原告と高橋清隆氏 (以下「高橋氏」といい、原告と合わせて以下「原告ら」といいます。) が搭乗しましたが、その際の原告らの様子や機内の様子について私が経験したことを以下述べます。
- 3 私は、当日、本件航空機において、チーフパーサー (機内の客室乗務員の責任者) を務めていました。フライト前に、清掃、確認作業及びお客様のご搭乗準備等を終え、機内にてお客様をお迎えしました。午前 9 時 40 分頃、機側にて、搭乗ゲートの係員である三ツ輪エアサービス株式会社 (以下「三ツ輪エアサービス」といいます。) のゲート係員から、これから 2 名の旅客が搭乗する、当該旅客は健康上の理由でマスク、フ

フェイスシールド、マウスシールド、その他鼻と口を常時覆うもの（以下、合わせて「マスク等」といいます。）を未着用のままである、健康上の理由の詳細については追って説明する旨を聞きました。このため、私は、原告らが着席する予定の24F席及び25F席に近い席である23AB席及び22F席に着席していた旅客に対し、席の移動を提案するよう、本件航空機に勤務していた被告AIRDOの他の客室乗務員らに指示しました。該当の旅客3名は、この提案及び依頼に従い、前方の座席に移動し、当該席移動の完了後の午前9時45分頃、原告らは本件航空機に搭乗しました。

4 その直後、私は、機側にて、ゲート係員から、原告らがマスク等を着用せずに搭乗するのは、いわゆるノーマスク活動をしていて、精神的な苦痛を伴う場合に該当すると判断されたためである旨を聞きました。しかし、私としては、そのような活動をしていること自体は、マスク等未着用での搭乗が認められる「健康上の理由」としての「精神的な苦痛」を伴う場合には該当せず、したがって、原告らにマスク等の着用を要請する必要がある、原告らがこれに応じない場合には搭乗拒否となる可能性があると考え、このような考えをゲート係員に伝えました。また、私は、本件航空機のコックピットで待機していた機長（以下「機長」といいます。）に、上記考えを伝えたところ、機長も同意見でした。

5 被告AIRDOの内規（乙9）上、マスクを着用していない旅客については以下の対応を採ることになっています。すなわち、同内規によれば、搭乗を希望する旅客について、鼻と口が常時覆われていないか又は何も着用していない場合には、①定期航空協会及び被告AIRDO名義の周知文書（乙8）を交付し、マスクの着用を要請する、②当該旅客がマスクの着用を拒否した場合、未着用事情を確認する、③未着用の理由が「健康上の理由」ではない場合にはマスクの着用には代わる代替手段（フ

フェイスシールドやマウスシールド等、鼻と口が常時覆われているものの着用をいいます。)を提案する、④当該旅客がマスク等の着用を拒否した場合、被告AIRDOの国内旅客運送約款(乙1。以下「約款」といいます。)7条に基づきマスク等の着用を指示する、⑤当該旅客がマスク等の着用を拒否した場合、約款14条に基づき搭乗を断ることとされています。

6 このため、私は、他の客室乗務員1名に対し、原告らに対して、マスク等の未着用の理由を再度確認し、健康上の理由でない場合には、マスク等の着用を提案するよう指示しました。この指示を受け、午前9時55分頃、当該客室乗務員は原告らの座席に向かいましたが、しばらくすると私が待機していた本件航空機のキャビン(航空機の客室部分)前方に戻ってきました。当該客室乗務員が私に報告したところによれば、当該客室乗務員が原告らに対し、「ご搭乗ありがとうございます。大変恐れ入りますが一つご提案がございまして、マスク等の着用をお願いしてもよろしいでしょうか。」と話しかけたところ、それまで高橋氏と笑みを浮かべながら話していた原告が打って変わって怒り出し、座席から身を乗り出しながら「着用の法的根拠はあるのか。降ろすことなんてできないぞ。昨日国土交通省に聞いたんだ。録音機を聞け!」と言いながら、当該客室乗務員に向け録音機を勢いよく差し出し、高橋氏に向かって「おい、この客室乗務員が言ってることを録音しろ!」と述べ、かかる原告の反応を受けて、録音機を手に持っていた高橋氏が録音を始めようとしたことから、当該客室乗務員が「確認致します。」と述べていったん話を終了させ、キャビン前方に戻ろうとしたところ、原告が、背後から、キャビンの中央まで聞こえる程度の怒鳴り声に近い大声で「差別だろ!」と叫んだとのことでした。

7 私は、上記の報告を受け、客室乗務員の責任者として、改めて、原告

らにマスク等の着用を依頼すべく、原告らの座席に向かいました。私は、原告らの座席近くに着くと、原告らに対し、何度か「お客様」と呼び掛けましたが、原告らは、なかなかこちらを向いてくれませんでした。何度目かの呼び掛けで原告らがこちらを向いてくれた後、私は、原告らに対し、マスク等の着用を依頼し、マスク等を着用いただけない場合には搭乗を認めることができなことを伝えました。すると、原告は、「それは依頼ですよね？強制ではないですよね？」、「昨日国土交通省に電話し乗れることを確認しているんですよ！」等とまくし立てるように述べ、原告らは、引き続きマスク等の着用を拒否しました。

8 このため、私は、本件航空機の前方へ戻り、原告らへの対応状況を機長に報告しました。また、被告AIRDOの内規上、航空機の乗降口が閉ざされる前の時点では、約款に基づく旅客の搭乗の可否の最終判断は、搭乗地の空港の旅客責任者が実施することとされていますので（乙1

1・第6項。なお、乙11号証における「旅客デスクコントロール」とは、上記「搭乗地の空港の旅客責任者」をいいます。）、「私は、機側に待機していたゲート係員を通じて、三ツ輪エアサービスの釧路空港の旅客責任者にも同様に報告し、併せて、私だけではなく、機長も、原告らについてマスク等未着用での搭乗が認められる「健康上の理由」としての「精神的な苦痛」を伴う場合には該当しないとの考えであったことを伝えた上で、搭乗拒否についての判断及び対応をするよう求めました。

9 その後、三ツ輪エアサービスの福田司氏（以下「福田係員」といいます。）らが機側に到着しました。私は、福田係員らに対して原告らへの対応の経過を説明すると共に、ノーマスク活動をしていることは、マスク等未着用での搭乗が認められる「健康上の理由」としての「精神的な苦痛」を伴う場合には該当しないため、マスク等の着用指示に従わない場合は搭乗拒否になるのではないかという考えを伝え、併せて、客室乗

務員がマスク等の着用を依頼したにもかかわらず、原告らが大声をあげ
る等し依然としてマスク等を着用しないため、機内に入って対応してほ
しいと要請しました。

10 午前10時15分頃、私は、再度、原告らの座席へ向かい、マスク
等を着用いただけない場合には搭乗を認めることができないうこと、これ
が最後の案内になることを原告らに伝えました。しかしながら、原告は
「降ろすことはできない。憲法違反だ。強要罪にあたる！」等とかなり
強い調子で反論し、原告らは、依然としてマスク等の着用を拒否し続け
たため、私は会話を終了し、本件航空機の前方へ戻りました。

11 その後、福田係員らが原告らの座席へ向かい、原告らに対し、福田
係員が改めてマスク等の着用を指示しました。しかし、原告は、この指
示を拒否し、録音を聴かせる等し始めたため、私は一度本件航空機の前
方に戻り、機長へ状況を報告しました。その後も、原告らは、福田係員
に対し、マスク等の着用を拒否し続けましたが、この頃から、本件航空
機の最前列の旅客も含め、本件航空機の旅客の多くが原告らを注視して
いるような状況でした。

12 午前10時25分頃には、当日の釧路空港における旅客責任者であ
った三ツ輪エアサービスの山田雄一氏（以下「山田係員」といいます。）
が、警察官と共に機側に到着したため、私は両名に状況を説明しました。

13 その後、山田係員と警察官は、原告らの座席に向かいました。私は、
警察官と原告らとのやりとりの全てを見ていたわけではありませんが、
警察官は、原告らに対し、マスク等の着用は昨今の状況下では常識であ
り、マスク等を着用しなければ搭乗できないことから、マスク等を着用
してほしいと話しかけていました。これに対し、高橋氏が、「マスクの
着用は要請でありマスクの着用を義務付ける法律はない」、「マスクは
着用しない」、「降機は法律上でできない」、「法的根拠を示せ」等と大

声で述べ、原告らは、なおもマスク等の着用を拒否していました。このようなりとりから、警察官は、原告らの威嚇的な言動を中止させる法的根拠について私に尋ねましたので、航空法に反する事態が生じた場合に発行する命令書がある旨を説明し、私から警察官に航空法73条の4第5項に係る命令書の雛形を提供しました。警察官は、この雛形を原告らに提示しましたが、高橋氏が「これは法律ですか？強要罪じゃないですか？」等と述べ、騒ぎが収まることはありませんでした。なお、警察官到着後、原告らは立ち上がったたり、原告がスマートフォンで何回も写真を撮影したりし、またキャビン最前列の旅客にまで聞こえるような大声で話し続けました。このような状況であったため、本件航空機に搭乗している旅客の多くが後方を振り返り不安げに事態を注視しており、特に幼少期の旅客等は終始聞こえる不穏なやりとりには怯えるようになっていました。

14 私は、機長に対し、原告らへの対応状況を適時に報告していましたが、本件航空機の定刻出発時間から1時間が経過しても、原告らがマスク等の着用指示に応じず、また上記のような罵声、威嚇、撮影等の行為に及んでいたことから、機長の指示により、午前10時50分頃、原告らの行為等が安全阻害行為等に該当することを理由に、航空法第73条の4第5項に係る命令書を交付しました。

15 私は、命令書を持って、原告らに対し、「お客様の以下の行為に対し、航空法第73条の4第5項に基づき、当該行為を反復、又は継続してはならない、と命令します。『乗務員の職務を妨害し、航空機の安全の保持等に支障を及ぼすおそれのある行為をすること』」と、命令書の記載内容を読み上げました。その際、原告らは、私やその隣にいる警察官を映すような撮り方で、何枚もの写真を撮影していました。命令書を読み上げ後、私は命令書を手渡そうとしましたが、原告が受け取らな

ったため、空いている25D席に命令書を置く形で交付しました。

16 上記命令の発令を受け、原告は、「今出発しないと間に合わない。マスクを付けるからいいでしょ。」というような発言をしましたが、釧路空港の旅客責任者であった山田係員が、搭乗を拒否する判断をした旨を伝え、原告らは自発的に降機しました。

以上